

家具等転倒防止器具取付事業

《事業内容》

高齢の方や障害のある方など、地震発生時に配慮が必要な世帯に対して、家具転倒防止器具の取付けを行います。

(1) 取付けの対象となる部屋

居間、寝室など普段の生活でよく利用する部屋

(2) 取付けの対象となる家具

食器棚、タンス、冷蔵庫など

(3) 取付ける家具数及び費用

1世帯あたり4点までの家具に対し、転倒防止器具を取り付けます。費用は『**無料**』（器具代金含む）です。

(4) 申請期間

令和4年4月1日(金)から令和5年1月31日(火)まで
(※令和5年2月末までに調査及び施工が完了できること。)



《事業の対象になる世帯》※申請は、対象世帯1回までです。

対 象	添付書類
①65歳以上の高齢者のみの世帯	なし（市で世帯状況を確認します。）
②介護保険の要介護、又は要支援の認定者がいる世帯	介護保険被保険者証の写し
③障害者のいる世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している者がいる世帯）	交付を受けている手帳の写し
④その他上記に準ずる世帯(難病患者がいる世帯など)	上記に準ずることを証明する書類の写し

《申請書提出先》

犬山市役所 防災交通課、各出張所にて申請してください。

※申請書は上記の提出先にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

《問合せ先》

犬山市役所 防災交通課 TEL:0568-44-0346 FAX:0568-44-0367

家具等転倒防止器具取付事業で設置する器具の例

※本事業の取付は、転倒防止の効果が高いとされている金具、チェーン、ベルトを用い、家具を固定します。また、美観を整えることはせず、一番適切で簡易な方法で行います。（「突っ張り棒」「ストッパー」は取り扱いをしていません）



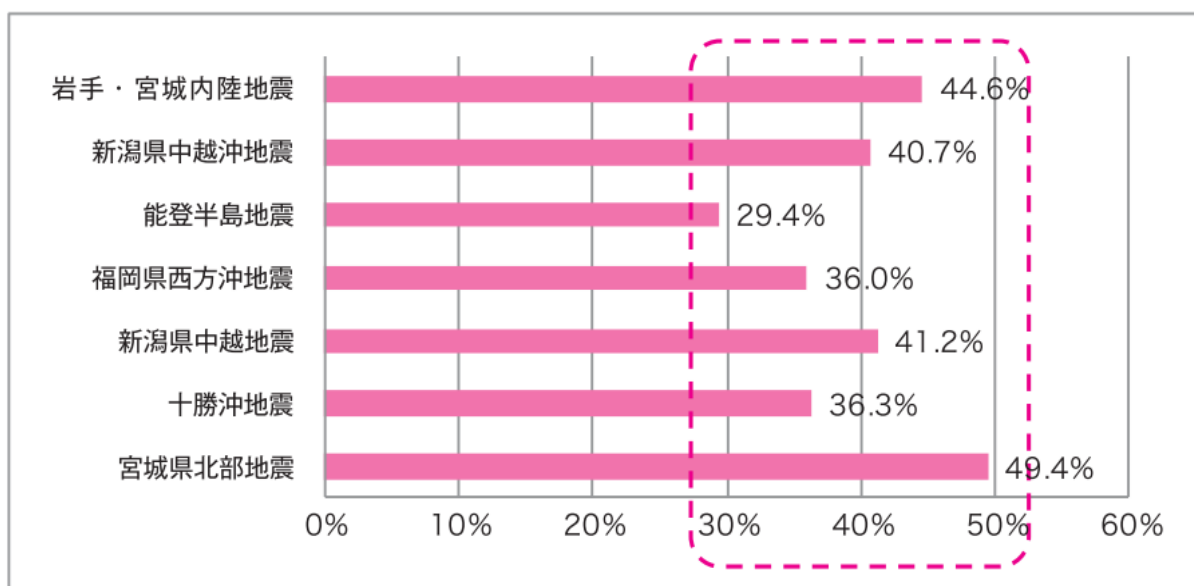
なぜ家具類の転倒・落下・移動防止対策が必要なの？

● 地震による負傷原因

近年発生した地震でけがをした原因を調べると、**約30～50%の人が、家具類の転倒・落下・移動**によるものでした。

家具類の転倒・落下・移動は、直接当たってけがをするだけでなく、つまずいて転んだり、割れた食器やガラスを踏んだり、避難通路を塞いだりするなど、いろいろな危険をもたらします。

また、家具などがストーブなどに転倒・落下・移動して出火するなど、二次的な被害も引き起こします。ご自分やご家族の負傷を防止し、避難障害の発生を防ぐためには、家具類の転倒・落下・移動防止対策が非常に大切です。



近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合